

次期「静岡市障がい者共生のまちづくり計画」骨子案について

I 今回ご意見を伺う内容

今回、皆様にご意見を伺いたいと考えている内容は、以下のとおりです。

- (1) 骨子案に関する事（これまでのご意見を踏まえた変更点）
- (2) 成果目標に関する事
- (3) 個別施策に関する事
- (4) パブリックコメントの実施に関する事

II 次回以降にご意見を伺う内容

具体的なページのレイアウト等に関しては、

- ① パブリックコメント（11月中旬予定）
- ② 第3回静岡市障害者施策推進協議会（令和3年2月5日予定）

※最終意見交換

において、お伺いする予定です。

III 今後の予定

令和2年11月下旬 パブリックコメント
～12月下旬

令和3年1～2月 第2回静岡市障がい者共生のまちづくり計画策定等懇話会
第4回静岡市障害者自立支援協議会
第3回静岡市障害者施策推進協議会

令和3年3月 計画策定

IV 資料の読み方

ご意見

〇〇〇~~~~~

- ・・・これまでの、懇話会、自立支援協議会、施策推進協議会でいただいたご意見と、それに対して事務局が検討している回答を記載しています。更にご意見等があれば、お聞かせ願います。
- なお、個別施策に関するご意見は、**資料3**の現状の課題や今度の取組の内容を記載する際の参考とさせていただいておりますので、ご了承ください。

▶▶計画〇ページ▶▶ ・・・現計画の該当ページを記載しています。

V 計画の名称について

ご意見

「障がい者共生のまち」とは何か。意味が明確な言葉なのか。障害者が共生することを目指すのか、障害者と共生なのか。その両方ともおかしな内容である。「誰もが」地域で安心して自分らしく暮らすことができるまちが共生都市ではないか。にもかかわらず、「共生のまちづくり計画」の前に「障害者」が記されるのはおかしくないか。何を示すための計画かをわかりやすく示すための「障がい者共生」という文言使用と理解するが、理念を明確に示す計画名にしていきたい。「静岡市共生のまちづくり計画～障害者編～」等、工夫をいただきたい。

回答

本計画は、障害者基本法及び静岡市第3次総合計画の考え方に基づき策定しているものであり、共生の考え方についても、計画の表紙に、「障害の有無に関わらず、相互に尊重し、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる「共生都市」の実現」と掲載させていただいております。

計画の名称については、現計画からの基本理念や課題、取組の流れをわかりやすくするために、現行のままとしたいと考えています。

また、「〇〇編」とすることについては、障害者分野以外の計画の存在を誤認させてしまう可能性があるため、適切ではないと考えています。

VI 計画に定める項目の概要

➤➤計画目次ページ➤➤

現計画（平成30～令和2年度）	次期計画における掲載内容（案）
第1章 計画策定に係る基本的事項 1 計画策定の趣旨 2 国の動向 3 計画の位置づけ 4 計画の対象 5 計画の期間	第1章 計画策定に係る基本的事項 1 計画策定の趣旨 2 国の動向 3 計画の位置づけ 4 計画の対象 5 計画の期間
第2章 静岡市の障がい者施策等の状況 1 <u>前計画の効果測定</u> 2 障害者手帳交付者数等の状況等 3 市民アンケート調査の結果【概要】 4 <u>本計画を効果測定する成果目標の設定</u>	1 障害者手帳交付者数等の状況 2 市民アンケート調査の結果 3 <u>前計画の効果測定（掲載箇所変更）</u> 4 <u>（掲載箇所変更）</u>

<p>第3章 計画の目指す方向性</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本理念 2 基本目標 3 施策の体系 	<ol style="list-style-type: none"> <u>1 計画の全体図</u> 2 基本理念 3 基本目標 <u>4 SDGsの推進 (掲載箇所変更)</u> <u>5 成果目標(効果測定) (掲載箇所変更)</u> 6 施策の体系
<p>ご意見</p> <p>誰が読んでもわかりやすいものとしてもらいたい。民生委員などが地域で説明しやすいものであったり、知的障がいのある方もわかりやすいようなもの（イラストや図で一枚でわかるもの）を掲載してほしい。【施策推進協議会】</p> <p>回答</p> <p>基本理念の前に、「計画の全体図」を掲載します。また、現計画でも作成している概要版を「わかりやすい版」とし、よりわかりやすい言葉の使用に努めます。</p>	
<p>第4章 分野別施策について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 権利擁護・理解促進 2 生活支援 3 医療・保健 4 生活環境 5 子ども 6 雇用・就労 7 文化活動・市民生活 <p>○障害福祉サービス等の提供基盤の整備</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 権利擁護・理解促進 2 <u>地域</u>生活支援 3 医療・保健 4 生活環境 <u>5 安全・安心</u> 6 子ども 7 雇用・就労 8 文化活動・市民生活 <p>○障害福祉サービス等の提供基盤の整備</p>
<p>第5章 計画の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 PDCAサイクルによる計画の推進 2 今後検討が必要な個別課題 3 計画の推進にあたっての留意事項 	<ol style="list-style-type: none"> 1 PDCAサイクルによる計画の推進 2 <u>削除→（「全体イメージ図」へ）</u> <u>（掲載箇所変更）</u>
<p>ご意見</p> <p>「今後検討が必要な個別課題」について、個別施策の記載に盛り込むため、項目を削除するということがあったが、項目を削除しない方がよいのではないかと。</p> <p>回答</p> <p>計画冒頭に掲載する全体イメージ図の中に、現状の課題についても併せて追記させていただきます。冒頭に掲載することで、「現状の課題」をうけて、各施策に取り組んでいくという方向性が明確になると考えています。</p>	

Ⅵ 計画に定める各項目の内容について

1 計画策定に係る基本的事項

1-2 国の動向について >>>計画2ページ>>>

○現計画に掲載されている内容に加え、平成30年度以降には、以下のような動きがありました。

ご意見

- ・障害者雇用促進法改正を入れてほしい・全て掲載してほしい
- ・新型インフルエンザ特措法にコロナが追加されたことはインパクトがあり、今後の生活様式を大きく変えることなので追記してほしい・H30以前も掲載してほしい・社会福祉法改正・バリアフリー法改正を掲載してほしい。【懇話会】

回答 現計画に掲載されている内容に加え、以下の内容を追記し掲載する予定です。

平成30年4月 改正「社会福祉法」施行

- ・「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定
- ・市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定 等

平成30年5月 改正「バリアフリー法」成立

- ・理念規定を設け、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」を明確化
- ・バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化 等

平成30年6月 「障害者における文化芸術活動の推進に関する法律」の施行

- ・障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進

平成30年12月 「ユニバーサル社会実現推進法」成立

- ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする

令和元年6月 改正「障害者雇用促進法」成立

(令和元年6月/令和元年9月/令和2年4月施行)

- ・障がい者の活躍の場の拡大に関する措置
- ・国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置 等

令和元年6月 「読書バリアフリー法」成立

- ・障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする

令和2年6月 改正「社会福祉法」成立

- ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
- ・社会福祉連携推進法人制度の創設 等

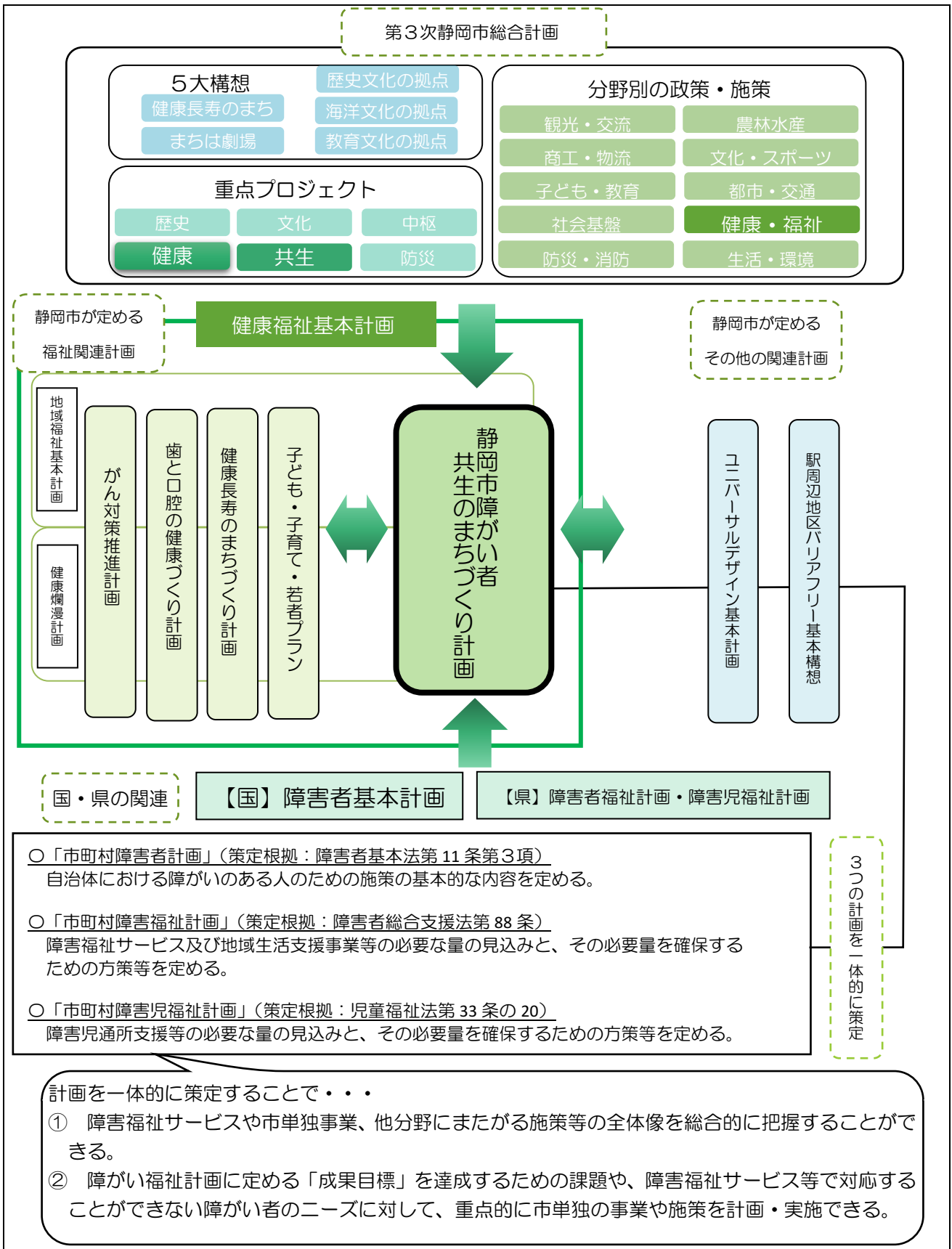
令和2年5月 改正「バリアフリー法」成立 (令和3年4月施行)

- ・「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策の取組強化
- ・国民に向けた広報啓発の取組推進 等

その他、新型コロナウイルス感染症の拡大により、障がいのある人を含むあらゆる人々の生活に変化が訪れました。「新しい生活様式」「ウィズコロナ」「ポストコロナ」に対応する社会の実現が求められています。

1-3 計画の位置づけ >>計画3ページ>>

変更！ 市の関連計画と統一的なレイアウトとするべく、調整中です。(以下調整中の案)

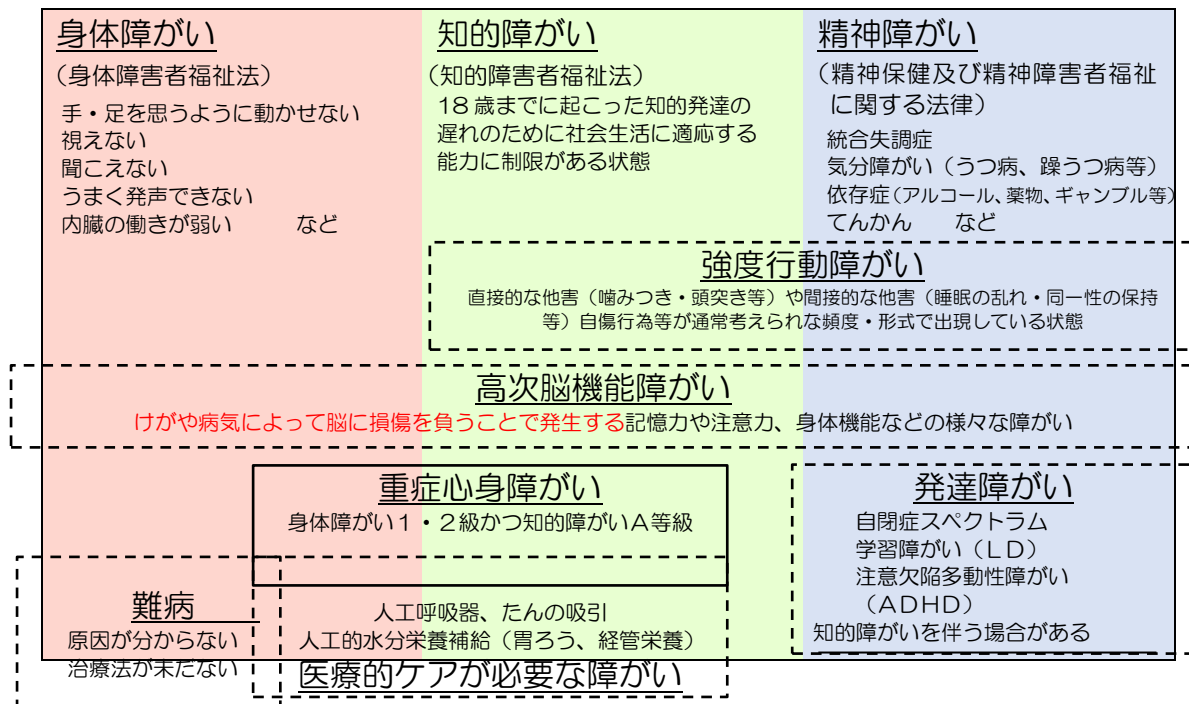


1-4 計画の対象 >>計画4ページ>>

現計画と同様に、障がいの有無に関わらず、多様な個性を持ち、互いに尊重し、認め合い、支え合う主体として静岡市に暮らす全ての市民とすることを考えています。

- *障がいの特徴について限定的であった表現を修正しました。
- *難病や医療的ケアなど、「障がい」に分類されない部分があることを表現しました。
- *「依存症」「強度行動障がい」を図に追加しました。

さまざまな「障がい」



1-5 計画の期間 >>計画4ページ>>

○計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とすることを検討しています。

(平成30年度より、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画を1本化)

	24	25	26	27	28	29	30	31	R2	R3	R4	R5
静岡市 障がい者計画	→			→			→					
静岡市 障がい福祉計画	→			→			→					
静岡市 障がい児福祉計画	→											
第3次静岡市 総合計画	→			→								
内閣府 障害者基本計画	→	→					→					
静岡県 障害者計画	→	→					→					
静岡県 障害福祉計画	→			→			→			→		

2 静岡市の障害者施策等の状況について

2-1 障害者手帳交付者数等の状況等 >>計画7~11ページ>>

現計画に引き続き、以下の項目について掲載する予定です。

- (1) 手帳交付者数の推移
- (2) 身体障害者手帳交付者数の推移【種別、等級別、年齢別】
- (3) 療育手帳交付者数の推移【等級別、年齢別】
- (4) 重症心身障害者数の推移
- (5) 精神保健福祉手帳交付者数の推移【等級別、年齢別】
- (6) 通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況
- (7) 特定医療（指定難病）受給者の状況
- (8) 障害福祉サービスの利用状況【支給決定者数、サービス別】

ご意見

- 重心は、身体・療育手帳を持っているので、数が重複しているのではないかと感じます。 (肢体不自由うち〇人、療育手帳保持者のうち〇人) のようにわかりやすく記載してほしい。【懇話会】
- 手帳の有無だけでなく、医療的ケアの有無についても記載してほしい。【懇話会】
- 特定医療受給者について、年齢や病名別等もう少し詳細を記載してほしい。身体障害者手帳交付者等と比べ、情報が少なすぎるため【懇話会】

回答

市で把握が可能なものについては、対応させていただく予定です。

2-2 市民アンケート調査の結果【概要】 >>計画12~13ページ>>

掲載予定項目

- (1) 共生・理解促進に関して（障がいのある人・一般市民障がいのない人比較）
 - ①地域における「共生」が進んでいると感じますか？
【追加】＜一般市民障がいのない人における障がいのある人との交流状況別＞
 - ②障がいのある人に対する差別や偏見があると感じますか？
- (2) 障害福祉サービス等の利用について
サービスを希望どおり利用できていますか？
- (3) 障がい者に必要な支援について
障がいのある人が安心して暮らしていくために必要なことは何ですか？
- (4) 障がいのある児童について
お子様の療育・教育で困っていることはありますか？
【追加】市民アンケート詳細の掲載ページのURL、QRコード

ご意見 ・「障がいのある人」「一般市民」という分類は、「障がいのある人」が一般市民ではないかのような印象を与えかねない。【施策推進協議会】

回答 一般市民という名称を「障がいのない人」とさせていただきました。

2-3 前計画の効果測定 >>計画5ページ>>

現計画では、国の指針に基づき、平成30年度から32年度までにおける目標を定めています。詳細は、資料2-1、2-2で説明させていただきます。

3 計画の目指す方向性

3-1 計画の全体図

本市の計画の全体図がわかるように別添資料2別紙を掲載予定です。

3-2 基本理念 >>計画17ページ>>

障害者基本法第1条（目的）及び第3次総合計画重点プロジェクト「共生」の理念に即して定めますが、法と本市計画は現行計画策定時点から変更がないため、次期計画の基本理念については、現行計画から継承します。

障がいの有無に関わらず、相互に尊重し、支えあい、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる「共生都市」の実現

3-3 基本目標 >>計画18ページ>>

以下のとおり変更予定です。

《変更案》

- (1) 障がいの有無に関わらず権利や意思を等しく尊重すること
- (2) 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ（アクセシビリティ）を向上させ、社会参加を支援すること
- (3) 多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること

《基本目標の詳細部分の変更案》

- (1) 障がいの有無に関わらず権利や意思を等しく尊重すること
障がいがあることによってできないことや、諦めなければならないことがあったり、気持ちや考えを主張できず、自分の意思に関係なく、他人に決定されてしまうようなことがあってはいけません。障がいのある人を差別したり、虐待したり、障がいのある人に対して偏見を持ったりしないことはもちろんですが、障がいのある人の求めに応じて、可能な限りサポートする姿勢も大切です。
- (2) 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ（アクセシビリティ）を向上させ、社会参加を支援すること
障がいのある人が利用する福祉サービスはもちろん、障がいのない人も利用する様々なものを利用しやすくするよう工夫や配慮を施すことで、障がいのある人が生活する上で感じている様々な困難を解消し、さらに、読書環境の整備や、文化芸術等の多様な活動に参加する機会を確保し、障がいのある人の生活の質や幸福感を向上させ、社会生活がより便利で豊かなものとなることを目指します。

(3) 多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること

障がいのある人に対する支援は、障がいの範囲の拡大や医療技術の発展等によりますます多様化しており、また、外見からは障がいと分からないことや、年齢や性別、環境と障がいとが複合的な原因となることにより、二次的な困り感が生じることもあることから、多機関が連携しながら、多様な施策により、対応していくことが求められます。

サービスや支援は、入所施設や病院ではなく、できるだけその人が生まれ、育ち、住み慣れた地域で生活できるように充実させていきます。

また、こうした体制を支える障害福祉人材の確保に向けた取り組みをすすめていきます。

~~※「地域共生社会」を実現するよう、「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進する体制づくりが市町村の役割として位置づけられたことから、計画する施策を実行するとともに、福祉の分野を超えた包括的な支援体制作りや、サービス提供のあり方等についても検討を進める必要があります。~~（※基本目標内に位置付けることにより削除）

~~「アクセシビリティ」＝「利用のしやすさ」「利用のしやすさ（アクセシビリティ）」とは~~

例えば・・・

- 道や建物、公共サインがバリアフリー（ユニバーサルデザイン）化されており、障がいのある人も外出しやすい。
- 視えない、聞こえない、難しい言葉遣いは理解しにくい等の障がいに対応した情報提供の方法や媒体が用意されている。
- サービスの利用や支援を真に必要としている人が対象から外れたままにならないよう、制度の見直し等が適切に行われている。 など

ご意見

- ①「(3) 多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること」の文章中、「年齢や性別と障がいとが」を「年齢や性別、環境と障がいとが」にしてほしい【懇話会】
- ②アクセシビリティは、わかりやすい言葉に代えるべき。【施策推進協議会】
- ③アクセシビリティは、物理的なハードのイメージだけではないように総合的な制度などを考えていただきたい【自立支援協議会】

回答

- ①、②を反映させました。③について「利用のしやすさとは」の3つ目に明記しています。

3-4 世界共通の目標「SDGs」への対応 >>計画65ページ>>

静岡市は、SDGs未来都市・ハブ都市として、日本・世界の先進都市としてSDGsを積極的に推進していくことから、次期計画では、「基本理念」のページに本市におけるSDGs推進に対する姿勢を掲載するとともに、特に関連のある「具体的な施策」については、掲載箇所において、該当する「ゴール」及び「ターゲット」を記載することを検討しています。

3-5 成果目標(効果測定) >>計画14ページ>>

詳細は、資料2-1、2-2をご覧ください。

4-1 大分野と小分野

大分野	小分野（柱）
1 権利擁護・理解促進 ～認め合う・守る～	(1)障がいへの理解を深める活動の促進 (2)ボランティア・NPO 等による活動協働の促進 (3)障がいを理由とする差別の解消 (4)意思疎通・意思決定の支援 (5)虐待の防止
2 地域生活支援 ～支え合う～	(1)相談支援体制の充実 (2)地域移行を推進するための支援 (3)日常生活を支援するためのサービスの充実 (4)経済的な支援の充実 (5)人材の確保と資質の向上
3 医療・保健 ～健康を保つ～	(1)障がいに配慮した地域医療の提供 (2)リハビリテーション支援の推進 (3)医療費助成の実施
4 生活環境 ～暮らす・備える～	(1)地域における住居の確保 (2)外出支援の充実 (3)まちのユニバーサルデザイン・バリアフリーの充実 (4)防災意識の向上と備えの推進 (5)災害時等における支援体制の充実
5 安全・安心 ～備える・つなぐ～	(1)防災・防犯意識の向上と備えの推進 (2)災害時等における支援体制の充実 (3)将来の生活を考えるための支援
<p>ご意見 「将来を考える支援」は「生活環境」のままの方がよいのでは。【懇話会】</p> <p>回 答 「将来への備え・安心感」という観点から、新設する大分野5「安全・安心」に位置づけさせていただいておりますが、ご意見をいただいたとおり、大分野4「生活環境」とすることや、将来における地域での生活を支援していくという観点から、大分野2「地域生活支援」に位置付けることも可能であると考えています。</p>	
6 子ども ～育てる・学ぶ～	(1)障がいの早期発見・早期支援 (2)医療的ケアを必要とする障がい児等の支援 (3)学校教育における障がい児の支援

<p>7 雇用・就労 ～働く～</p>	<p>(1)就労につなげ、支える支援の充実 (2)障がいの状況や環境の変化に応じた就労の場の確保 (3)福祉的就労における工賃向上の支援</p>
<p>ご意見 小分野「7-（2）障がいの状況に応じて就労の場の確保」を「状況や環境の変化に応じた就労の場の確保」にしてほしい【懇話会】</p> <p>回 答 反映させました。</p>	
<p>8 文化活動・市民生活 ～楽しむ・参加する～</p>	<p>(1)文化・スポーツ等を通じた社会参加の推進 (2)生涯を通じた多様な学習機会・文化活動の機会の提供 (3)行政におけるアクセシビリティの向上</p>

<p>ご意見 ①自立支援協議会の各部会での議論などはどこに出てくるのか。【自立支援協議会】 ②障害者計画と、障害福祉計画・障害児福祉計画のすみ分けがわかりづらい【施策推進協議会】</p> <p>回 答 ①個別施策の現状の課題や、今後の取り組み欄に反映させています。 ②個別施策のうち、障害福祉計画・障害児福祉計画の対象事業については（福）というマークをつけるなどの工夫を予定しています。 （なお、障害福祉計画・障害児福祉計画の事業を含めた全ての事業が障害者計画の対象事業です。）</p>	
---	--

4-2 障害福祉サービス等の提供基盤の整備について >>計画 61～62 ページ>>>

国の指針に基づき、障害福祉サービス等事業所の事業所数・定員数「のR2.3月時点の状況」及び「次期計画期間中のサービス利用の増加に伴いR5年度までに新たに必要になる量を設定します。詳細は、資料3-2で説明させていただきます。

5 計画の推進

5-1 PDCAサイクルによる計画の推進 >>計画63ページ>>

現計画に引き続き、1年単位でPDCAサイクルを回していくことを検討しています。

※計画の推進に当たっての留意事項に掲載されている「生涯活躍のまちしずおか（CCRC）」は、個別施策として掲載予定です。

ご意見

CCRCについて、児童発達支援センターの名称の追加・地図が欲しい【懇話会】

回答

児童発達支援センターもも及び重症心身障がい者対応生活介護事業所 生活介護ぴいーすについて、記載を追記させていただきます。

5-2 障がい者福祉施策に係る会議体 >>計画67ページ>>

現計画と同様に、計画末尾に掲載する予定です。

VII その他計画全体に関すること

- 文字にルビの追記を検討しています。
- 視覚障がい者のためのスマートフォン対応可音声読み上げコードを掲載します。
- 様々な立場の人にご理解いただけるよう、わかりやすい言葉の使用、レイアウトを心がけます。
- 市の取り組みや、団体の皆様の活動を幅広く紹介するため、コラムのページを新たに追加することを検討しています。（掲載内容は、・団体の活動で、障がいに関する理解促進・普及啓発活動を行っている事例や、一般の方の認知度が低い障害や病気に関する紹介等で、営利・勧誘目的でないものを、市関係課・懇話会参加団体から募集しています。）
- ヘルプカードの書式を、計画裏表紙に掲載し、ハサミで切り取ることで多くの方にご利用いただけるようにすることを検討しています。